

# 大淀町定住促進計画

令和8年1月

奈良県大淀町

# 内容

1 計画策定の趣旨等 .....	1
(1) 目的 .....	1
(2) 位置付けと計画期間 .....	1
2 現状分析と施策の方向性 .....	2
(1) 現状と課題 .....	2
(2) 施策の方向性 .....	4
3 取り組む施策 .....	5
(1) 施策の体系 .....	5
(2) 体系別の具体的な施策内容 .....	6
1) 情報発信及び相談受け入れ態勢の充実 .....	6
2) 住みよい生活環境づくり .....	7
3) 産業振興及び雇用対策 .....	11

## **1 計画策定の趣旨等**

### **(1) 目的**

国による地方創生政策が始まり、人口減少や東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかける政策が実施されていますが、大淀町でも「第4次大淀町総合計画後期基本計画」及び「第2期大淀町地方創生総合戦略」に基づいて人口減少を食い止め、活力あるまちづくりに向けた事業を実施してきました。

しかしながら、転出超過数の抑制及び出生数の向上にはつながっておらず、人口減少の歯止めが緊急の課題であることから、取り組むべき施策を明確にするとともに、効果的に順序立てて実施していくために本計画を策定します。

### **(2) 位置付けと計画期間**

本計画は「第4次大淀町総合計画後期基本計画」及び「第2期大淀町地方創生総合戦略」を補完し、他の行政計画等と連動しながら具体的な施策を示すものです。

なお、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 2 現状分析と施策の方向性

### (1) 現状と課題

本町の人口は、ここ 10 年間でも 15% 減少しており年間 300 人程度の人口減少で推移（表 1）しています。65 歳以上の高齢化率も全国平均（29%）を上回っています。

表 1 大淀町の直近 10 年間の人口及び世帯数 (人、世帯)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年
人口 (内、65 歳以上) (65 歳以上高齢化率)	18,493 (5,338) (29%)	18,125 (5,497) (30%)	17,911 (5,628) (31%)	17,612 (5,758) (33%)	17,336 (5,805) (33%)
前年度比		△368	△214	△299	△276
世帯数	7,398	7,378	7,410	7,409	7,417
	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
人口 (内、65 歳以上) (65 歳以上高齢化率)	16,977 (5,810) (34%)	16,641 (5,884) (35%)	16,364 (5,915) (36%)	16,069 (5,936) (37%)	15,699 (5,944) (38%)
前年度比	△359	△336	△277	△295	△370
世帯数	7,417	7,387	7,396	7,391	7,352

住民基本台帳（各年度末）より

出生と死亡の状況（表 2）は、常に死亡数が出生数を上回っており、平均すると 228 人の減となり、人口減少の大きな要因となっています。

表 2 大淀町の人口動態（自然動態）(人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
出生	43	47	42	41	36
死亡	275	227	275	275	299
増減	△232	△180	△233	△234	△263

各年度末

合計特殊出生率(ベイズ推定値)(表3)は、ほぼ一貫して低下傾向にあります。人口を維持するために必要とされる数値(人口置換水準)である概ね2.1と比較すると、大きな差がある状態です。出生数の減少、いわゆる「少子化」に拍車をかけている大きな要因のひとつであると分析されます。

表3 大淀町の合計特殊出生率(ベイズ推定値)

昭和58年～ 昭和62年	昭和63年～ 平成4年	平成5年～ 平成9年	平成10年～ 平成14年	平成15年～ 平成19年	平成20年～ 平成24年	平成25年～ 平成29年	平成30年～ 令和4年
1.68	1.44	1.32	1.35	1.24	1.22	1.09	1.04

転入と転出の状況である社会動態(表4)をみると、ここでもやはり全ての年で転出が転入を上回っており、特に若者世代の転出が全体の転出の半数以上を占めています。転入転出数とも大きな経年変化は見られませんが、今後も転出超過は続していくものと想定されます。

表4 大淀町の人口動態(社会動態) (人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
転入 (30歳未満)	379 (189)	376 (170)	382 (174)	424 (204)	333 (133)
転出 (30歳未満)	528 (287)	527 (305)	503 (280)	473 (247)	472 (268)
増減	△149	△151	△121	△49	△139

これらの状況を踏まえると、人口減少対策が喫緊の課題であり、大淀町に移住・定住してもらうための取り組みが必要であります。

本町は、鉄道・バス・道路も整い、スーパー・コンビニなどの生活利便施設も多く生活しやすい環境となっており、インフラや子育て施策についても近隣市町村と比べても遜色のない施策を実施していても、「大淀町」というまちの知名度・認知度が低いため、移住・定住の候補地となっていないことが考えられます。

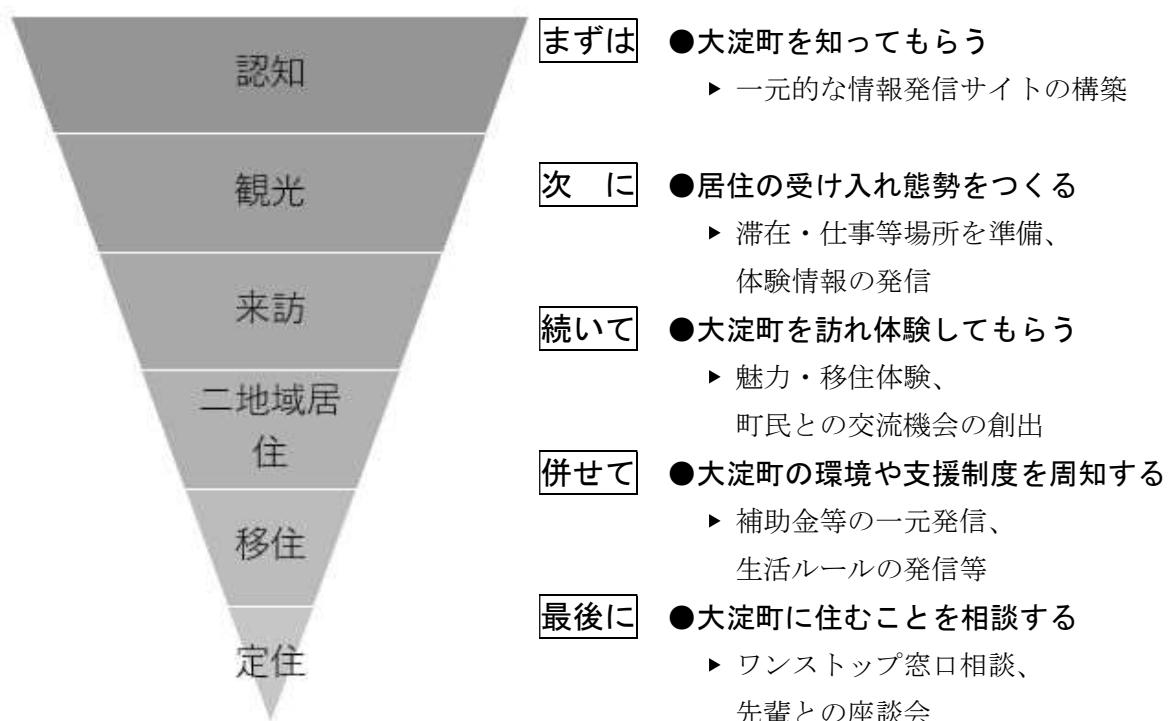
このことから、一体的な情報発信が不足していることが課題となっており、この状況で一般的な移住・定住施策を実施しても効果的ではないと思われます。

## (2) 施策の方向性

分析結果を踏まえ、移住定住を促進するには大淀町の認知を広げ、来訪者を増やし地域と多様にかかわる人（関係人口）の増加につなげることが重要です。関係人口として地域に関わりをもつて何度も訪れる方の中から、大淀町に魅力を感じ移住・定住へつながる方が生まれてくると考えられます。

効果的に移住・定住施策を実施するにあたり、不特定多数へではなく呼び込みたいターゲットを絞り大淀町への興味関心が高い層へ効果的なアプローチを図り移住後の生活や仕事のイメージを持たせる情報を発信することが重要です。次に大淀町へ移住定住を希望される方に個別相談等を実施し、移住後のミスマッチを防ぐ配慮が必要です。

移住・定住のための事業については、概ね次のとおり順序立てて効率的に取り組むこととします。

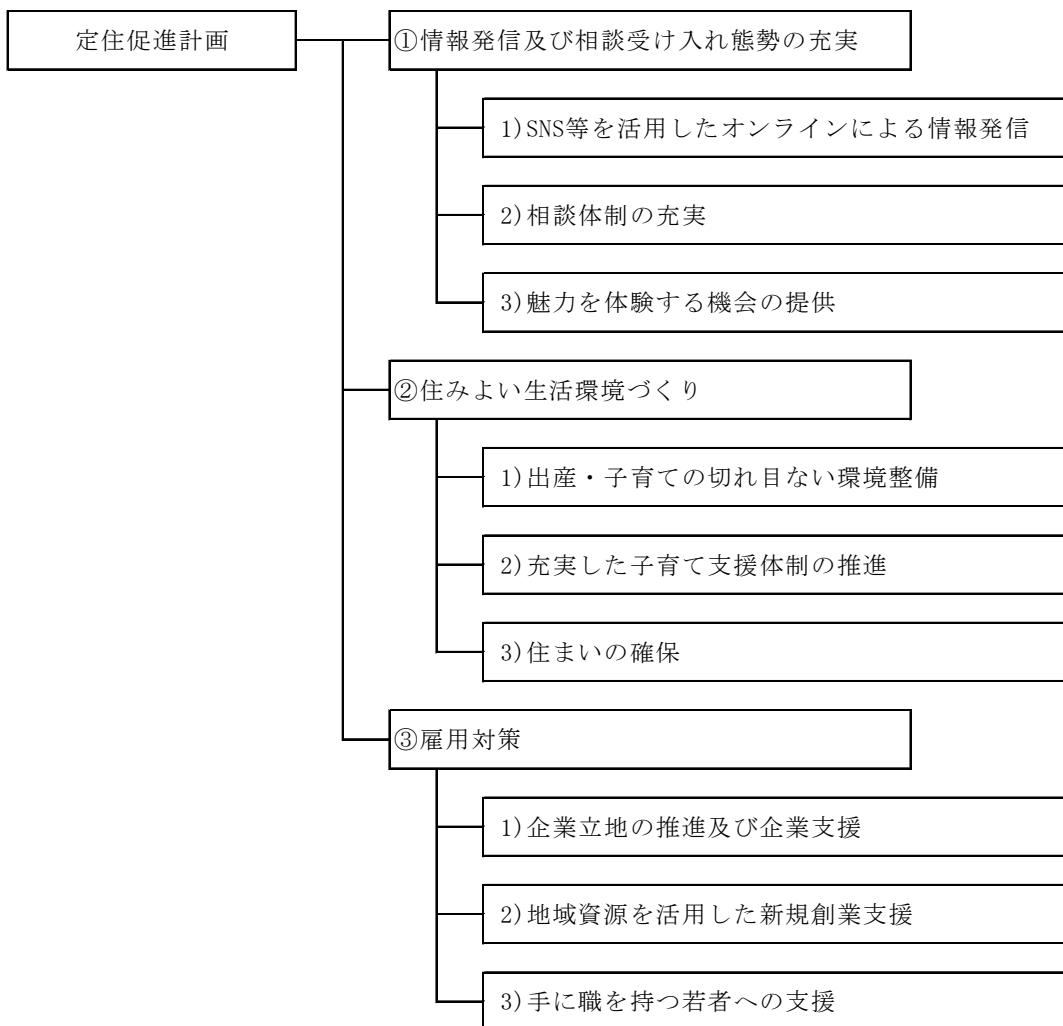


### 3 取り組む施策

#### (1) 施策の体系

本計画では、定住促進のための施策を次のように体系立てて整理することとします。各施策については、効果の期待できるものから順次実施するものとし、社会情勢の変化や施策効果等をふまえ、各施策内容の見直しが必要な場合は、本計画の目的に基づきながら柔軟に対応するものとします。

«施策体系図»



## (2) 体系別の具体的な施策内容

### 1) 情報発信及び相談受け入れ態勢の充実

#### ①SNS等を活用したオンラインによる情報発信

認知を広げるため、これまでのホームページ等の発信はもとより、SNSを活用し、分かりやすく発信します。

##### 【施策内容】

###### ・町ホームページ等による情報発信：新規

移住・定住に関連する情報のリニューアル、SNS等による発信を適宜行います。また、民間移住サイトを活用した情報提供により移住検討層へ広く周知を図ります。

###### ・対面等による情報発信：継続（企画財務課）

奈良県奥大和移住・定住連携協議会をはじめとする関係団体と連携を深め、移住相談会等への参加により、移住を検討されている方と対面での相談や、本町に興味のある方にアプローチを図り、本町の魅力を発信します。

### ②相談体制の充実

大淀町に興味を持った方がさまざまな心配事や不安、気になることを相談できる環境が必要です。相談窓口を通じて、地域での具体的な生活を聞くことや、疑問点の解決を図ることができ、また、地域の方々や先輩実践者との関係をつなげることができれば、コミュニケーションを図りながら安心して移住を進めることができます。そのため、ワンストップで相談できる窓口を目指します。

##### 【施策内容】

###### ・府内の相談体制の充実：新規

移住検討者からの相談・対応をワンストップで行います。

###### ・地域での移住者受け入れ体制の構築：新規

行政区域等で移住者を受け入れるためのルールづくりや機運の醸成を図ります。

### ③魅力を体験する機会の提供

地域の自然や歴史、社会・文化などにふれ、地域に受け入れられるといった経験や感動、さらには心身の充足を実感する体験は、地域との関係性や参画が段階的に深まるにつれ、高い頻度での再来や、滞在の長期化等につながる可能性があります。

本町に興味を持たれた方が、本町の“まち”や“ひと”的雰囲気を実際に体験してもらえる機会の提供やイベントによる魅力発信を行います。

#### 【施策内容】

##### ・お試し滞在制度の創設：新規

本町への移住を希望・検討される方が、実際の滞在を通して大淀町の魅力に触れるための来訪や滞在費用の助成についての検討を進めます。

## 2) 住みよい生活環境づくり

### ①出産・子育ての切れ目ない環境整備

大淀町では国の「出産・子育て応援交付金」制度を活用し、すべての妊婦さん・子育て世帯が安心して子育てできるよう、身近な地域で相談に応じ、ニーズにあった必要な支援につなげる「妊婦等包括相談支援」と、出産や子育てに係る費用の一部を支援する「経済的支援」の一体的実施事業を行っています。

#### 【施策内容】

##### ・相談支援：継続（健康こども課）

出産や育児の見通しを立てるために、助産師・保健師等と一緒に子育てガイドを確認しながら面談を行い、必要な支援、サービスなどを利用しながら安心して育児ができるよう支援します。

##### ・妊婦のための支援給付：継続（健康こども課）

安心して子育てができる環境を整えることを目的として、妊婦に対して5万円、妊娠している子どもの人数に応じて5万円を給付します。

#### ・産後ケア事業：継続、新規（健康こども課）

産後ケアでは、出産後お母さんの育児不安の軽減や休息がとれるよう、「産院でのショートステイ」、「産院でのショートステイ」、「産院・事業所でのデイサービス」、「ヘルパーによる家事の助成」などのサポートをおこなっています。

#### ②充実した子育て支援体制の推進

大淀町では、公立の保育所及び幼稚園を1つの保育所型認定こども園として再編し、発達支援室、地域子育て支援センター、病後児保育室と併せて、子育て支援にかかる町の施設を集約した拠点施設「未来樹」を令和6年11月に開設、病後児保育室「にじ」については、令和7年4月開設しました。子育てにかかる機能と経験豊富な職員を集めることで、より充実した子育て支援を提供します。

#### 【施策内容】

##### ・不妊治療費助成：新規（健康こども課）

子を望む夫婦（事実婚関係等のパートナーを含む）に対して不妊治療にかかる費用を助成します。

##### ・1か月児健康診査費用の助成：新規（健康こども課）

生後1か月前後の乳児の発育や発達を見る健診です。病気などの早期発見及び早期治療につながるため、費用の助成を行います。

##### ・ベビー用品譲渡会：継続（健康こども課）

町民のみなさんの善意によって集まったベビー用品について、譲渡会を開催しています。

##### ・子育て支援センター：継続（健康こども課）

育児に悩んで育児に不慣れな親御さんたちへの育児相談や情報提供をとおし、地域全体の子育てを支援しています。

##### ・一時預かり保育の実施：継続（健康こども課）

家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児について、保育所で一時的に預かる事業を実施しています。

・「発達支援室 カラフル」の設置：新設（健康こども課）

幼児・児童で支援を必要とするお子さんが通う施設です。指導員と 1 対 1 での関わりの中、様々な遊びを通して感覚統合を行います。

・「病後児保育室 にじ」の設置：新設（健康こども課）

病気の回復期で通常の保育を受けることが難しい子どもを一時的にお預かりし、保育サービスを提供することで、保育所が就労と子育てを両立できるよう支援をおこないます。

・児童手当の拡充：継続（健康こども課）

子育て支援の一環として児童を養育する保護者に支給される手当ですが、令和 6 年 10 月より所得制限の撤廃、支給期間の延長、第 3 子以降の増額、支払回数を年 6 回に増額しています。

・子ども医療費助成の実施：継続（人権住民保険課）

高校卒業までのお子さんを対象に、通院・入院にかかった医療費のうち一部負担金（通院：月 500 円、入院：月 1,000 円）を除いた額を助成します。

・ブックスタート絵本の配布：継続（町立図書館）

4 か月児健診時にブックスタートとして絵本を 1 冊プレゼントしています。

・おはなし会の実施（月 2 回）：継続（町立図書館）

図書館では毎月 2 回、絵本の読み聞かせ・手遊び・紙芝居などを実施しています。

・子育て支援情報コーナーの設置：継続（町立図書館）

町立図書館内に子育て支援の情報コーナーを設置しています。

・子供たちが安心して学習、生活ができる環境づくり：継続（学務課、学校）

学校、教育委員会事務局、関係機関のそれぞれに町独自で人員を配置し、支援体制を整え、子どもたちが安心して学び過ごすことのできる教育環境を提供しています。

#### ・教育支援センターの設置：継続（学務課）

##### あらかし広場

登校しづらい状況にあるお子さんが、安心して過ごすことのできる居場所として、一人ひとりの状況に合わせた学習支援や様々な活動・体験を通してお子さんの可能性を伸ばす支援をしています。

##### 教育相談

専門的な知識を持つスクールカウンセラーが、お子さん自身の悩みや保護者の方の子育てに関する不安等と一緒に考え、カウンセリングを行います。

##### 社会的自立の支援拠点

お子さんの社会的自立に向けた支援を主として、学校、家庭、関係機関等と連携・接続するセンター的機能により、包括的な支援につなげていきます。

#### ・通学費助成事業：継続（学務課）

公共交通機関を利用して町内の小・中学校へ通学する方へ費用の一部を助成しています。

### ③住まいの確保

「住まい」の確保は、生活をしていくために欠かせない要件です。一方で、新婚生活や、子育てには多くの費用が必要で、住まいに係る費用は大きな負担となりがちです。

そのため、新婚夫婦や子育て世帯の経済的負担を軽減するための制度の事業化に向け取り組みを進めます。

#### 【施策内容】

##### ・結婚新生活支援事業：新規

結婚を機に町内へ定住するときの費用の一部を助成します。

##### ・奈良県移住定住支援事業：新規

東京圏から移住し、県内で就業、起業する方へ支援金を支給します。

### 3) 産業振興及び雇用対策

#### ①企業立地の推進及び企業支援

企業の新規立地や増設は、地域経済の活性化と雇用の場の確保に大きく寄与するほか、町外従業員の定住化を促す効果があります。このことから、引き続き企業誘致を展開するとともに、新規立地企業に対する支援や既存企業の増設等を支援します。

##### 【施策内容】

###### ・大淀町企業立地の促進に関する条例：継続（企画財務課）

町内で事業所を新設、増設、改修又は移転をしようとする事業者に対し、固定資産税（増設は償却資産除く）及び法人住民税の法人税割（新設のみ）の課税額の一部を助成します。

###### ・半島振興法に基づく産業振興促進計画：継続（企画財務課）

対象となる業種について、事業に用いる設備の取得・建設・改修等を行い、一定の条件を満たす事業者に対し、固定資産税の税率を3年間10分の1とします。

###### ・個別経営相談会の実施：継続（建設産業課）

中小企業診断士などの専門家による相談会を実施します。

#### ②地域資源を活用した新規創業支援

大淀町では町内企業の支援や企業誘致に加えて、新規就農者への支援など町内外の若者を農業の担い手として育成し、地域後継者の育成に取り組みます。

##### 【施策内容】

###### ・就農準備資金・経営開始資金：継続（建設産業課）

次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金を交付します。

###### ・経営発展支援事業：継続（建設産業課）

新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を支援します。

③専門的な技術や知識を持つ若者への支援

専門的な技術や知識を持つ若者にターゲットをしづり、自立して収入を得ることができるよう支援していくとともに、町内での雇用の場を生み出すことができるよう取り組みを進めます。